

加古川市議会議員派遣要綱

平成28年2月19日

会派代表者会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市議会会議規則（昭和31年議会規則第1号。以下「規則」という。）第158条に規定する議員の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣の目的)

第2条 派遣は、次に定める目的に基づいて行うものとする。

- (1) 市の施策若しくは事業又は議会の制度運営等に関する会議又は研修への参加
- (2) 市の施策若しくは事業又は議会の制度運営等に関する調査又は視察
- (3) 議会の議決等に基づく意見書、要望等の要請
- (4) 事故、災害等が発生したときの慰問又は調査
- (5) 姉妹都市又は友好都市との友好親善の促進に寄与する交流訪問
- (6) 国、地方公共団体又は公益を目的とした団体が主催する式典又は行事で、市の施策又は事業に関するものへの出席
- (7) その他議会が必要と認めるもの

(実施の協議)

第3条 派遣の実施は、議員の提案その他により、各会派の代表者による会議（以下「会派代表者会」という。）において協議する。

2 派遣される議員（以下「派遣議員」という。）は、各会派等からの推薦に基づき、会派代表者会において協議する。

(実施計画書)

第4条 派遣議員を代表する者（派遣議員が1人であるときは、当該派遣議員。以下同じ。）は、速やかに派遣に係る議員派遣実施計画書（様式第1号）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の議員派遣実施計画書は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の趣旨を踏まえ作成するものとする。

(実施の決定)

第5条 規則第158条第1項の規定により派遣の実施を決定するときは、あらかじめ、会派代表者会において前条第1項の規定により提出された議員派遣実施計画書の内容について協議するものとする。

2 議長は、前項の協議が整ったときは、当該議員派遣実施計画書を議案の上程に先立ち公表するものとする。

(専決)

第6条 規則第158条第1項ただし書に規定する議長による議員の派遣の決定は、議員派遣承認簿（様式第2号）に議長の命令印を押印して行う。

2 議長は、前項の決定について次の会議で報告しなければならない。

(決定後の変更)

第7条 規則第158条第1項の規定により議決された事項を変更するときは、議会の議決によらなければならない。ただし、派遣の趣旨を損なわない範囲の変更は、議長に委任する旨の議決がある場合に限り、議長において決定することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、議長において変更を決定することができる。この場合において、議長は、その旨を次の会議で報告しなければならない。

3 議長は、第1項ただし書若しくは前項の規定により議決された事項を変更したとき、又は議員派遣の実施計画を変更したときは、変更後の内容について遅滞なく公表するものとする。

(費用弁償)

第8条 派遣議員に支給する費用弁償は、加古川市議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第8号)の定めるところによる。

(報告)

第9条 派遣議員を代表する者は、派遣終了後速やかに、議員派遣報告書(様式第3号)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された議員派遣報告書は、議会事務局執務室において一般の閲覧に供するものとする。

(適用除外)

第10条 緊急を要する場合、費用弁償を支給しない場合その他議長が認めた場合は、第3条から第8条までの規定を適用しないことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議員の派遣に関し必要な事項は、議長が会派代表者会での協議を経て、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

議員派遣実施計画書

加古川市議会議長

派遣議員代表

加古川市議会議員派遣要綱第 4 条に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 目 的

2 具体的な訪問内容及び訪問先

訪 問 内 容	訪 問 先

3 訪問日程

年 月 日 ～ 年 月 日

日 時	発着地・滞在地	交通機関	訪問内容・訪問先等

4 派遣議員

5 その他（参考事項等）

様式第2号 (第6条関係)

議員派遣承認簿

次の派遣については、加古川市議会会議規則第 158 条第 1 項ただし書の規定に基づき、議長が派遣を決定する。

[illegible]

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

議員派遣報告書

加古川市議会議長

派遣議員代表

加古川市議会議員派遣要綱第9条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 目 的

2 派 遣 先

3 派遣期間

年 月 日 ～ 年 月 日 の 日間

4 派遣議員

5 報告事項